

平成29年

第7回教育委員会（定例会）会議録

上天草市教育委員会

平成29年 第7回教育委員会（定例会）会議録

期日：平成29年6月21日（水）

開会：午前10時00分

閉会：午前11時25分

場所：上天草市役所松島庁舎3階大会議室

1 会議日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名について
- 日程第 2 第6回（5月定例会）会議録の承認について
- 日程第 3 教育長の報告
- 日程第 4 非公開とする審議事項について
- 日程第 5 [議案第51号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
- 日程第 6 [議案第52号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
- 日程第 7 [議案第53号] 専決処分の報告について
- 日程第 8 [議案第54号] 上天草市教育長の職務代理者にかかる事務の委任等に関する規則の制定について
- 日程第 9 [議案第55号] 上天草市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 10 [議案第56号] 上天草市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 11 [議案第57号] 上天草市いじめ問題アドバイザーの委嘱について
- 日程第 12 [議案第58号] 就学援助の認定について
- 日程第 13 [議案第59号] 上天草市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について
- 日程第 14 諸報告

2 出席委員

山下勝一（委員長）、田中久美子（委員）、松本修吾（委員）、藤本敏明（教育長）

3 欠席委員

古川佐奈江（委員）

4 議場に出席した者

中文近（教育部長）、赤瀬耕作（学務課長）、田崎正明（教育審議員）、中田光治（学務課長補佐）、原田和久（社会教育課長補佐）、大石智奈美（学務係長）

- 5 教育長の報告の趣旨、議題及び議事の概要、議題となった動議及び動議を提出した者の氏名、質問又は討論をした者の氏名及びその要旨、議決事項
以下のとおり

開会 午前10時00分

○委員長（山下勝一君） おはようございます。出席委員が定足数に達しておりますので、これより平成29年第7回上天草市教育委員会定例会を開会いたします。会議日程はお手元に配布してあるとおりでございます。

日程第1 会議録署名委員の指名について

- 委員長（山下勝一君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名に田中委員及び中田学務課長補佐を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

日程第2 第6回（5月定例会）会議録の承認について

- 委員長（山下勝一君） 次に日程第2。「平成29年第6回定例会の会議録の承認について」を議題といたします。みなさんには会議の案内といっしょに配布しておりましたが、何か質疑等がありましたらよろしくをお願いいたします。
- 学務課長補佐（中田光治君） 各委員の皆様よりご指摘いただきました文字等の修正につきましては、事務局で修正させていただきますのでよろしくお願いいたします。
- 委員長（山下勝一君） よろしいですか。それではお諮りいたします。第6回の委員会会議録については承認することにご異議ございませんか。
- 〔「異議ありません」という声あり〕
- 委員長（山下勝一君） 全員ご異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

日程第3 教育長の報告

- 委員長（山下勝一君） 次に日程第3。教育長の報告をお願いします。
- 教育長（藤本敏明君） 特に天草郡市の教育委員会連絡協議会、遅くまで大変でございました。それから龍ヶ岳小学校の総合訪問、お世話になりました。昼から参加しましたが全体会においては非常に好評でございました。緒方校長先生を中心にチーム龍ヶ岳小学校で頑張っているという事でございます。それから市議会が始まりまして、23日が閉会ですけれども、一般質問については何もありませんでした。教科書採択の方は事務が始まりまして、教科用図書採択協議会と選定委員会とそれから研究員会。研究員会は、それぞれの先生方が教科書を見られて研究され、選定委員会で調査審議され、それを報告して、選定するのが採択協議会、それを今度は各市町村の教育委員会で採択するというシステムです。発注の関係がありますので、8月のお盆くらいまでにやらないといけないということになります。以上でございます。

日程第4 非公開とする審議事項について

- 委員長（山下勝一君） 次に、日程第4。非公開とする審議事項について意見を伺います。日程第5。議案第51号、日程第6。議案第52号、日程第12。議案第58号、日程第14。諸報告、第2の不登校児童・生徒の状況について、第3のいじめの状況については、プライバシー保護のため、秘密会議といたしますが、これにご異議ありませんか。
- 〔「異議ありません」という声あり〕
- 委員長（山下勝一君） 異議なしと認め、議案第51号、議案第52号及び、議案第58号並びに、諸報告の第2、第3につきましては、秘密会議といたします。

日程第5 議案第51号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

- 委員長（山下勝一君） それでは、日程第5。議案第51号、「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」を議題といたします。この議題は、秘密会議といたします。

※【 議案第51号及び議案第52号は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

日程第7 議案第53号 専決処分の報告について

- 委員長（山下勝一君） 次に、日程第7。議案第53号、「専決処分の報告について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 学務係長（大石智奈美君） 議案第53号。専決処分の報告について。教育委員会が保有する公文書の開示請求があった件について、上天草市教育長に対する事務委任規則第3条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。専決第15号。別冊資料の3・4ページをお願いします。公文書の開示請求に対する開示等の決定について。平成29年6月2日付けで請求があった公文書開示請求書（別紙）については、上天草市情報公開条例第11条に基づき次のとおり決定する。平成29年6月16日専決。内容としまして、こちら記載の方から請求がありまして、銅像名・設置場所がわかる資料がほしいという請求がありました。開示決定としまして学校に設置してある石像等の資料がありましたので、そちらの方を交付するようしております。納付があつてから郵便でお送りする形になりますけれども、先に開示決定となっております。提案理由としまして、平成29年6月2日付けで教育委員会が保有する公文書の開示請求があった件につき、上天草市情報公開条例に基づき審査した結果、請求された公文書の開示の決定をした。情報公開については、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第16号の規定により教育委員会に諮る必要があるが、その決定については15日以内に行わなければならないため、同規則第3条第1項第5号の規定により専決処分し、同条第3項の規定により委員会に報告するものである。
- 委員長（山下勝一君） 以上、事務局からの説明がございましたが、委員さんから、なにかご質疑等はありませんか。あくまでも、教育委員会が所管している像に関してはこれだけですよということですね。
- 学務係長（大石智奈美君） そうです。決定機関が教育委員会は別になります。市長部局とは別になりますので、市長部局とは別にこちらで決定したということになります。
- 委員（田中久美子君） 開示請求書では、ただ銅像と書いてありますけれども、通知書の方は学校に設置してあると限定されていますが、そういう事だったのですね。
- 委員長（山下勝一君） それでは、お諮り致します。議案第53号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。
- 〔「異議ありません」という声あり〕
- 委員長（山下勝一君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第8 議案第54号 上天草市教育長の職務代理者にかかる事務の委任等に関する規則の制定について

- 委員長（山下勝一君） 次に、日程第8。議案第54号、「上天草市教育長の職務代理者にかかる事務の委任等に関する規則の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 資料の5ページをお願いいたします。議案第54号「上天草市教育長の職務代理者にかかる事務の委任等に関する規則」の制定について上天草市教育長の職務代理者にかかる事務の委任等に関する規則を次のように定める。平成29年6月21日提出。上天草市教育長 藤本敏明 「上天草市教育長の職務代理者にかかる事務の委任等に関する規則」趣旨、第1条。地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第13条第2項の規定に基づき、教育長が指名する教育委員会の委員（以下「教育長職務代理者」という。）が職務を行う場合における法第25条第4項に規定する事務の委任に関し、必要な事項を定めるものとする。（委任する事務局職員）第2条。前条に定める事務の委任を受ける教育委員会事務局の職員（以下「委任を受ける職員」という。）

は、教育部長の職にある者とする。2、前項の者に事故があるとき、又はその者が欠けたときは、学務課長の職にある者とする。(委任する事務)第3条。教育長職務代理者は、法第14条に規定する教育委員会の会議その他教育委員会の議事運営に関する事務を除き、具体的な事務の執行等について、教育長職務代理者が自ら事務局を指揮監督して事務の執行を行うことが困難である場合には、その事務を委任を受ける職員に委任することができる。(委任事務の留保)第4条。委任を受ける職員は、委任された事務であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、その処理について教育長職務代理者の指示を受けなければならない。(1)異例に属し、又は先例となると認められること。(2)紛争あるもの又は将来その原因になると認められること。2、前項に定めるもののほか、教育長職務代理者は、特に必要があると認めるときは、委任した事務について報告を求め、又は指示を行うことができる。附則(施行期日)この規則は、平成29年7月2日から施行する。提案理由については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、教育長職務代理者が職務を行う場合における法第25条第4項に規定する事務の委任に関し、新たに規則を整備する必要がある。なお、教育委員会規則その他委員会の定める規程を制定及び改廃することについては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要があるため。補足説明で7ページに規則(案)の概要を添付。制定の理由については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、教育長が指名する教育委員会の委員(教育長職務代理者)が職務を行う場合における法第25条第4項に規定する事務の委任に関し、新たに規則を整備する必要がある。職務代理者に関する「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に関する内容については表記のとおり。制定の主な内容は、第1条では、規則制定の趣旨を規定している。第2条では、委任する事務局職員を規定している。第3条では、委任する事務を規定している。第4条では、委任事務の留保について規定している。施行期日については、平成29年7月2日から施行する。補足説明を行う。旧制度においては、教育長の職務代理者は事務局から、教育委員長の職務代理者は教育委員から選任されていましたが、今回の新教育委員会制度においては、教育委員長と教育長の職務が一本化された新教育長となり、新教育長は教育委員会の構成員であり、かつ代表者であることから、職務代理者は教育委員の中から選任する必要があります。しかしながら、職務代理者が行う職務のうち、具体的な事務の執行等、職務代理者が自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合が想定されることから、法第25条第4項に基づき、本規則を定めるもの。以上です。

○委員長(山下勝一君) 以上、事務局からの説明がございましたが、委員さんから、なにかご質疑等はありませんか。職務代理者は委員の中から新教育長が指名してということですよ。それを、あくまでも教育長の職務代理者は、非常勤なので常時勤務すること等ができないために事務を委任するということについては、部長と課長をそこに充てて、重要な案件があったことについては、教育長職務代理者に事前に報告をしますよってことですよ。

○学務課長(赤瀬耕作君) はい、そういう事です。

○委員長(山下勝一君) それでは、お諮り致します。議案第54号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○委員長(山下勝一君) ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第9 議案第55号 上天草市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について

○委員長(山下勝一君) それでは、日程第9。議案第55号、「上天草市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。この議案について、事務局か

らの説明を求めます。

- 学務課長（赤瀬耕作君） 資料の8ページをお願いいたします。議案第55号「上天草市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則」の制定について上天草市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則を次のように制定することとする。平成29年6月21日提出。上天草市教育長 藤本敏明 「上天草市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則」上天草市教育長に対する事務委任規則（平成16年上天草市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。第1条中「第15条第1項」を「第25条第1項」に改める。附則この規則は、公布の日から施行する。提案理由については、上天草市教育長に対する事務委任規則中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」の引用箇所に誤りであることが判明したため、本規則を整備する必要がある。なお、教育委員会規則その他委員会の定める規程を制定及び改廃することについては、同規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要があるため。補足説明で9ページに規則（案）の概要を添付1の制定の理由については、先ほど申しましたとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の引用箇所に誤りがあることが判明したため一部改正を行うもので、2の上天草市教育長に対する事務委任規則において、第1条は規則の趣旨を記載し、現在は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項に基づき、上天草市教育委員会の「権限に属する事務の委任等」に関し、必要な事項を定めるものとしている。3に示しますとおり、第15条第1項は「教育委員会規則の制定等」となっており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、「事務の委任」については、第25条第1項で明記されるものであることから、今回訂正するもの。以上です。
- 委員長（山下勝一君） 以上、事務局からの説明がございましたが、委員さんから、なにかご質疑等はございませんか。誤りだったということですか。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 文章を読み解くと25条の方がより具体的になるということで、今回、訂正するものです。
- 委員長（山下勝一君） 元々は15条の1項で教育委員会の規則を制定したうえで、事務委任規則等をその中に入れていたけれども、今回法律が教育長に一本化されるので、教育委員会の規則をとという所ではないということですね。関係はないということですね。あくまでも25条の方に変更するということですね。
- 学務課長（赤瀬耕作君） はい。
- 委員長（山下勝一君） それでは、お諮り致します。議案第55号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。
[「異議ありません」という声あり]
- 委員長（山下勝一君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第10 議案第56号 上天草市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について

- 委員長（山下勝一君） それでは、日程第10。議案第56号、「上天草市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 資料の11ページをお願いいたします。議案第56号「上天草市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則」の制定について上天草市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則を次のように制定することとする。平成29年6月21日提出。上天草市教育委員会 教育長 藤本敏明 「上天草市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則」上天草市招致外国青年任用規則（平成25年上天草市教育委員会規則第3号）の一部を次のよう

に改正する。改正の内容は表記のとおり。提案理由については、外国青年招致事業により、上天草市において語学指導等を行う外国語指導助手の任用条件等に関する規定の一部を改正するもので、教育委員会規則の改正については、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により教育委員会に諮る必要があるため、13ページ上天草市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則（案）の概要をご覧ください。改正の理由については、外国語指導助手任用に関する規則は、一般財団法人自治体国際化協会が「語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）」で一括して募集、選考する性格から、同協会が毎年定める任用規則（案）及び熊本県の任用規則を参考に各任用団体に定めることになっている。今回は、平成29年度改正に伴い、市の任用規則の一部を改正するもの及び熊本県の任用と同様の取扱いとするため、規定に必要事項を追加するもの。14ページご覧ください。改正の主な内容については、第7条第1項は、平成24年4月来日日より前に来日した者がいなくなったため削り、以降の項を1つずつ繰り上げるもの。2項は、同じく期日を規定する必要がないため、外国語指導助手と表記を変更するもの。第3項及び第4項は、報酬の計算において端数処理について明らかにする記述がなかったため、追加するもの。第8条は、第7条の項が1つ繰り上がるため第5項を4項とし、報酬の減額は、第7条の第1項と第3項から減額することを明らかにするため、第3項を追記するもの。第9条は、赴任旅費、帰国旅費については、県の任用規則及び自治体国際化協会の任用取扱に沿って、行程等について外国語指導助手と十分協議の上費用弁償できるよう、別に定めることとした。第16条は、熊本県の規定に合わせ、「6割」を「6割以内」に変更するもの。その他、今回改正に合わせ、文言の修正を行うものです。施行日については、平成29年7月1日とする。

○委員長（山下勝一君） 以上、事務局からの説明がございましたが、委員さんから、なにかご質疑等はありませんか。それでは、お諮り致します。議案第56号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○委員長（山下勝一君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第11 議案第57号 上天草市いじめ問題アドバイザーの委嘱について

○委員長（山下勝一君） 次に、日程第11。議案第57号、「上天草市いじめ問題アドバイザーの委嘱について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（赤瀬耕作君） 資料の17ページをお願いいたします。議案第57号「上天草市いじめ問題アドバイザーの委嘱について」上天草市いじめ問題アドバイザー設置要綱第3条の規定に基づき、次のとおり委嘱することとする。平成29年6月21日提出。上天草市教育委員会 教育長 藤本敏明 委嘱する者、氏名濱崎千賀子さん。住所、生年月日は記載のとおりです。任期は、平成29年7月1日から平成30年3月31日まで。提案理由については、上天草市のいじめや不登校等の諸問題に対応するためには、いじめ問題アドバイザーを委嘱する必要がある。なお、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱にあたっては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要があるため、上天草市いじめ問題アドバイザーの業務については、いじめや不登校の問題を抱える児童・生徒及び保護者等からの相談に応じ、学校や保護者と連携、サポートすることにより問題解決を図る業務で、具体的には、日常的な個別相談及び学校への相談業務や専門機関への相談及び連携業務（天草教育事務所のスクールソーシャルワーカーや家庭児童相談員との連携）に取り組みながら、問題解決を図る業務。また、いじめや不登校、子育て支援等の研修会を実施するなどを行う。今回、委嘱する濱崎千賀子さんについては、平成10年から平成16年まで龍ヶ岳中学校「相談員」に勤務、平成19年から平成24年まで、上天草市福祉事務所「家庭児童相

談員」に勤務、平成20年、平成22年、平成25年には熊本県スクールカウンセラーに勤務されており、経験も豊富であり、児童・生徒に対し様々な支援が行えるものと考えています。

○委員長（山下勝一君） 以上、事務局からの説明がございましたが、委員さんから、なにかご質疑等はありませんか。

○委員（田中久美子君） 任期は、前任者の在任期間ということですか。

○学務課長（赤瀬耕作君） いじめ問題アドバイザーにつきましては、実施できる方を探していましたが、なかなか対応できる方が居なくて、今やっと見つけて、お願いをして今回了承を得たので、委嘱をしたということです。

○委員（田中久美子君） もし3月31日までにして、4月1日とかになったら任期は2年ということですか。

○学務係長（大石智奈美君） 1年です。

○委員長（山下勝一君） 前は、永森先生だったですか。3月31日で辞められて、その前から探しておられて、ようやく7月1日からこの方がしてくださるようになったということで、一応年度で更新をかけていくということですね。

○委員（田中久美子君） 1年ですね。

○委員長（山下勝一君） それでは、お諮り致します。議案第57号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○委員長（山下勝一君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第12 議案第58号 就学援助の認定について

○委員長（山下勝一君） 次に、日程第12。議案第58号、「就学援助の認定について」を議題といたします。この議題は、秘密会議といたします。

※【 議案第58号は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

日程第13 議案第59号 上天草市図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について

○委員長（山下勝一君） ここで、社会教育課より追加議案の提出があつていますので、日程第13。議案第59号、「上天草市図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。別紙に添付していますので、ご確認ください。この議案について、事務局からの説明を求めます。原田社会教育課長補佐。

○社会教育課長補佐（原田和久君） はい、別冊議案書の1ページをお願いします。議案第59号 上天草市立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について、ご説明いたします。上天草市立図書館条例第23条及び上天草市立図書館協議会設置要綱第3条に基づき、次のとおり解嘱及び委嘱することとする。平成29年6月21日提出、上天草市教育委員会、教育長藤本敏明。解嘱者は、川崎卓阿村中学校長で解嘱日は平成29年6月30日付けでございます。委嘱者は、平田直姫戸小学校長で、任期は平成29年7月1日から平成30年6月30日までで、前任者の残任期間となっております。今回の理由につきましては、図書館協議会の委員10名のうち1名の委員を、市内小中学校の校長会に選出をお願いしております。今回、校長会の役員改選により、姫戸小学校の平田直校長が選出されましたので、新たに後任として委嘱するものでございます。提案理由としましては、関係機関の役員改選により解嘱及び委嘱するもので、附属機関の委員その他非常勤職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員長（山下勝一君） 以上、事務局からの説明がございましたが、委員さんから、なにかご質問はございませんか。それでは、お諮り致します。議案第59号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○委員長（山下勝一君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第14 諸報告

○委員長（山下勝一君） 次に、日程第14。諸報告に入らせていただきます。まず、報告第1、「7月の行事予定について」の説明をお願いします。

○教育審議員（田崎正明君） 資料の19・20ページをお願いします。7月の行事予定をすべて載せております。かいつまんで説明させていただきます。2日、日曜日が臨時教育委員会議8時45分からアロマで開催されます。その日に社会教育課関係で青少年育成市民大会及び社会を明るくする運動推進大会が9時30分よりアロマで開催されます。3日月曜日が龍ヶ岳中学校の経営訪問、6日木曜日が中北小学校の経営訪問となっております。後からこの分については付け加えさせていただきます。8日土曜日が社会教育課の方で七夕の夕べ18時からアロマであります。10日月曜日が阿村中学校の総合訪問、20日木曜日が市内小中学校の1学期終業式です。21日より夏季休業。その日に社会教育課関係でたまり場補導が実施されます。21日金曜日が教育委員会議、10時より松島庁舎。27日木曜日が北部と南部の小学校の水泳記録会があります。北部が、登立小学校。南部が、姫戸小学校のプールでそれぞれ8時30分より開催されます。28日金曜日が市のいじめ問題対策連絡協議会が14時から松島庁舎。31日月曜日に子どもサミットを松島庁舎10時より開会の予定です。引き続き、学校訪問関係で21ページそれから22ページの1・2・3ということで、それぞれ予定されております。教良木小学校、龍ヶ岳中学校、中北小学校の経営訪問の主な日程について載せておりますので、確認をいただければと思います。21ページにつきましては、学校訪問の日にちとそれから、参加される委員さん方のお名前を載せております。以上です。

○委員長（山下勝一君） 以上、事務局からの説明がございましたが、委員さんから、なにかご質問はございませんか。地域未来塾というのは、3月9日までと書いてありますけど。

○社会教育補佐（原田和久君） はい、昨年度に姫戸中学校で実施した事業で、本年度は龍ヶ岳、姫戸及び維和中学校の3校を実施予定です。期間を7月24日から平成30年3月9日までとしており、昨年同様に週1回2時間程度の学習支援を約30回予定しております。

○委員長（山下勝一君） それでは、次に移らせていただきます。次の報告第2、第3は秘密会議といたします。

※【 諸報告第2、第3は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

報告第4 教職員の勤務時間管理について

○委員長（山下勝一君） 次に、報告第4。「教職員の勤務時間管理について」説明をお願いします。

○教育審議員（田崎正明君） 資料の23ページをご覧ください。5月の超勤時間の集計を示したものです。かっこ内が昨年度になりますので確認をいただけたらと思います。4月と比較しますと12人と増えております。傾向としては昨年と変わっておりません。理由としては教材研究が非常に多かったということです。続いて学級事務ということで、超過時間が続いております。中には土・日の部活動指導もこれに入りますので、そこも影響している部分があります。特に年代別に見ますと、若い男性職員の超過時間が目立っているという状況です。少し

仕事のメリハリのつけ方等を先輩教師から助言をするように、校長会等では話を進めて、できるだけ速やかな事務処理を務めるように指導をしているところです。それから、女性職員の単独での残業というのが見られましたので、事件も以前発生しておりますのでそういう事が絶対に起こらないように、再度校長会議の時に管理職の方には連絡をしているところです。

○委員長（山下勝一君） 以上、事務局からの説明がございましたが、委員さんから、なにかご質疑等はございませんか。

報告第5 新教育委員会制度について

○委員長（山下勝一君） 次に、報告第5。「新教育委員会制度について」説明をお願いします。

○学務課長（赤瀬耕作君） 資料の24ページをご覧ください。平成29年7月1日で現教育長が任期を満了することから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、平成29年7月2日付けで、新教育長制度へと教育委員会の設置及び組織の変更があるので報告する。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正については、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るとし、平成27年4月1日に施行されたもの。今回の主な改正内容は、資料にありますとおり、教育行政の責任の明確化・総合教育会議の設置、大綱の策定・国の地方公共団体への関与の見直し及びその他となっておりますが、資料の1についてはご確認をお願いします。主な変更点について説明します。資料の25ページをお願いします。資料の上段に現行制度、中段に新教育長制度を示し、その右側に、これまでの教育委員会の課題や改革後の教育委員会の有りかたを記載し、下段に左から総合教育会議、右に大綱の内容を掲載しています。変更点1、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を設置するとあります。現行制度においては、首長が議会の同意を得て、教育委員を任命し、その教育委員の中から教育長を教育委員会が任命することとしていた。この際、教育委員会の代表者及び主催者である教育委員長と事務執行の責任者及び事務局の指揮監督者である教育長が存在することから、責任の所在が分かりにくい、教育委員会の審議の形骸化している、いじめ問題などへの迅速な対応ができない、地域住民の民意が十分に反映されない、地方教育行政に問題がある場合に国に最終的な責任を果たせるようにする必要があるのでの課題が生じていた。新教育長制度においては、首長が議会の同意を得て教育長及び委員を任命し、教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表し、会議の主催、事務の執行責任者、事務局の指揮監督者としてすべての職務をつかさどることとなります。このことにより、教育行政の責任の明確化を図られ、教育委員会の審議の活性化、迅速な危機管理体制の構築、地域の民意を代表する首長との連携強化、いじめ問題が起きたのちにおいても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることが明確化されなどの教育委員会の改革が実施されることとなる。なお、今回は教育長の任期が3年、委員の任期が4年に変更されている。変更点2、すべての地方公共団体に総合教育会議を設置する。会議は首長が招集し、会議は原則公開、構成員は首長と教育委員会、教育行政の大綱の制定や教育の条件整備など重点的に講ずべき施策や児童生徒の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置等を協議・調整することとなる。変更点3、教育に関する「大綱」を首長が策定する。大綱とは、教育の目標や施策の基本的な方針であり、総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が決定、首長及び教育委員会は大綱のもとに、事務執行を行うこととなる。以上が、主な変更点でございます。

○委員長（山下勝一君） 以上、事務局からの説明がございましたが、委員さんから、なにかご質疑等はございませんか。

報告第6 平成29年第3回上天草市議会定例会の報告について

○委員長（山下勝一君） 次に、報告第6。平成29年第3回上天草市議会定例会の報告について説明をお願いします。

○教育部長（中文近君） 資料はございません。藤本教育長の報告でも議会についてありましたけれども、第3回定例会が6月2日から開会しまして、議案質疑それから常任委員会、一般質問これまでは終了しております。23日に閉会する予定となっております。議案質疑につきましては、6月12日にありましたけれども、宮下議員1名から通告がありました。上天草市学校設置条例の一部改正の議案に対する質疑でありまして、学校統合にあたって阿村地区の保護者、地域の意見はどのように変わってきたか、また統合にあたって保護者や地域の要望がどのようなものがあったかという質疑でございました。答弁としましては、昨年5月に開催した阿村小・中学校のPTA役員合同懇談会において、部活動の実施が厳しい状態にあるなど、学校統合に関する意見が交わされたというような、これまでの流れを説明いたしました。それから要望につきましては、部活動への配慮ということで、松島中学校に無い男子バレー部の創設。それから、スクールバスの運行。そして通学路への防犯灯の設置の要望があったということをお伝えしました。それから、補正予算への質疑としまして中南小学校地盤改良工事の業務委託を補正予算に計上してございました。これは解体跡地の部分ですが、この軟弱地盤であるということは、当初予算の時にわかっていたのではないのかということで質疑にありましたけれども、解体工事後に判明したということで今回の補正に関連予算を計上しているということで説明をいたしました。それから、一般質問については教育長の報告もありました通り、教育委員会にはありませんでした。常任委員会につきましては、14日に開催されまして内容につきましては、各部署から報告させていただきます。

○委員長（山下勝一君） 続いてお願いします。

○学務課長（赤瀬耕作君） 文教厚生常任委員会結果報告をいたします。文教厚生常任委員会においては、議案第46号。上天草市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定及び議案第47号平成29年度上天草市一般会計補正予算（第3号）について審査が行われる。議案第46号。上天草市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について島田議員より、統合となるまでの経緯及びスクールバスの運行について質疑経緯については、5月の教育委員会で説明した資料にて内容説明をおこない、スクールバスの運行については、現在、学校統合準備委員会に教育委員会が作った案を示しており、それを基に現在、協議していただいている旨の説明を行う。西本議員より、学校統合の内容や状況を、地元の人があまり知られていないことに触れられ、学校統合準備委員会のメンバーに地元議員を入れるべきではないかとの質疑協議内容は、スクールバスの運行、街頭設置などに限られており、今後は、情報をこまめに公開して行くことで御理解いただきたい。また、必要に応じ、オブザーバーとして議員の皆様にも御参加していただくようにしたい旨の説明を行い、原案を可決いただいた。議案第47号。平成29年度上天草市一般会計補正予算（第3号）については、島田議員より、学習支援員報酬について、複式学級への配置についての質疑。複式学級は2学年を同時に教えなければならないことから、熟練の先生が配置されるもの。今回は、急な退職があったため、県教育委員会から臨時講師が配置され、市教育委員会としては学習支援員を配置することとした。なお、至急対応すべき案件であったため、大矢野中学校の学習支援員を配置換えして対応している旨の説明を行い、原案を可決いただいた。

○委員長（山下勝一君） 続いてお願いします。

○社会教育補佐（原田和久君） はい、社会教育課の所管分につきまして、ご報告いたします。社会教育課では、前回の教育委員会でご審議いただきました、国の拠点整備交付金及び推進交付金の一般会計予算の補正予算を計上しました。高橋委員から、スポーツの里づくり推進協議

会委員報償費について、既存のスポーツの森づくり推進協議会での事業を、スポーツの里づくり推進協議会に委託するのか。との質疑があり、森づくり事業は高校女子バレーボール合宿に特化しているため、すべての種目を対象とした合宿及び大会誘致を行うスポーツの里づくり事業に、今後、一本化する予定である。との答弁を行いました。島田委員から、キッズ大会等での選手招致及びプロスポーツ選手謝金の200万円の内訳と参加予定者は。との質疑に、サッカーのロアッソ熊本、又は女子プロサッカーチームを1人2万円の20人を招致し、5回の開催を予定している。内容は、サッカー教室やアロマのリニューアルオープンの際のプロ選手による実技披露等を計画しており、対象とする参加者は、キッズから高校生までのサッカー選手を中心とした子どもたちを予定。との答弁を行いました。西本委員から、アロマ陸上競技場及びテニスコートの観客席設置等の工事費に対する設計及び監理委託料について、工事費に対する委託料の割合が高いのでは。約2,000万円と約4,000万円の工事設計額に対し、設計・監理委託料が同じ、精査する必要があったのでは。との質疑があり、詳細な金額を算出するいとまがなかったため、国の交付金事業を申請する際の金額を予算計上したもので、事業費（交付金）の枠内での変更はある旨の答弁を行いました。また、島田委員から、概算での予算計上を議決した場合、我々の責任につながる。予算計上・執行については理解するが、配慮が足りないのでは。との質疑に、全体の事業費の中で、設計費等の委託は一括して発注を工夫するなど実施の段階で変動するため、工事費の変動もある。認められた事業費を有効に活用する意向。であることを答弁しました。この答弁に対し島田委員から、議会も地方創生の効果を上げるように提案を行ってきており、事業の実施には理解している。事業を行う上で、無駄をなくすことを言いたい。また、高橋委員から、地方創生のため、市（職員）も頑張っているの、努力は認めなければと思う。との意見がありました。以上でございます。

- 委員長（山下勝一君） 以上、事務局からの説明がございましたが、委員さんから、なにかご質疑等はございませんか。
- 委員（松本修吾君） アロマの陸上競技場観客席の完成は、本年度中ですか。
- 社会教育課長補佐（原田和久君） はい、本年度中に完成予定です。
- 委員長（山下勝一君） 他にありませんか。無いようでしたら次に進みます。

報告第7 後援等名義使用承認の報告について

- 委員長（山下勝一君） 次に、報告第7。「後援等名義使用承認の報告について」説明をお願いします。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 資料の26・27ページをお願いします。「後援等の報告について」ご説明いたします。学務課においては、「応急手当普及員講習会」「平成29年度天草郡市小中学校長夏季研修会」「あまくさ光シンポジウム」3件の名義後援を承認しています。行事名「応急手当普及員講習会」については、趣旨、天草地域の小中学校の職員を対象に自主救護能力の向上と各学校が独自に普通救命講習等を実施できる「応急手当普及員」を養成する。期間は、平成29年7月27日9時から7月28日16時30分まで。天草広域連合消防本部が実施します。次に、行事名「平成29年度天草郡市小中学校長夏季研修会」については、趣旨が、特色ある教育課程及び学校経営上の諸問題についての研究協議をとおして、校長としての力量を高め、時代を拓く学校経営の充実に資する。期間は、平成29年7月26日9時30分から16時まで。場所は、天草教育会館及び志柿地区コミュニティセンター（旧公民館）で、天草郡市小中学校長会が実施します。27ページの行事名「あまくさ光シンポジウム」については、趣旨、あまくさ運動方針の中間報告および当会議所の活動を天草島民に周知・協同すること、また天草の将来を担う若者に天草で働くことを考えていただくこととし、企業説明会及びシンポジウムを行う事業。企業説明会が、平成29年8月3日、天草本渡青年会議所事務局で行われ、シンポジウムが平成29年9月10日に天草市民センターで一般社団法人、天草本

渡青年会議所まちづくり委員会が実施します。あまくさ光シンポジウムの件で補足説明です。第1部の企業説明会は、天草の高校生・看護学生を対象とした医療福祉関連企業説明会となっております。シンポジウムにつきましてはこのグループが天草の未来について協議した中間報告等を行うようなシンポジウムになっております。報告を終わります。

○委員長（山下勝一君） 続いてお願いします。

○社会教育補佐（原田和久君） はい、社会教育課関係の名義後援等の申請が3件ありましたので、一括してご説明いたします。資料の28ページをご覧ください。申請がありあました行事名は、メッセージ、「これまでの私からこれからの私へ」でございます。開催趣旨は、「天草の子どもたちに、今当たり前に日常が送れていることがいかにありがたいことなのか気づいてもらう。また、親元を離れ集団で行動することで、感謝の心、集団行動の大切さを感じてもらう。」こととございまして、キャンプ形式で1泊2日にわたり生活してもらうとのことです。日時・場所につきましては、参加者の顔見せなど、当日の説明会を兼ねた事前学習会が、平成29年8月6日の日曜日に天草市民センターで行われ、8月19日から20日にかけて、鹿児島県の知覧町においてキャンプ方式で実施されます。主催及び申請者は、一般社団法人 天草本渡青年会議所で、天草管内の中学生1・2年生を対象に、約30人を募集するとのことです。承諾日につきましては、5月8日でございます。2件目の申請は、平成29年度第2回文化財研修会でございます。開催趣旨は、県下各地の文化財の普及でございます。熊本県文化財保護協会では6月から翌年3月まで、県内各教育委員会と共催で、文化財に関する研修会を実施されており、今回申請がございました7月の研修会は、八代天草海沿岸の装飾古墳の調査についての研修が目的とのことです。日時・場所につきましては、平成29年7月27日木曜日、松島総合センターアロマ研修室で実施されます。主催及び申請者は、熊本県文化財保護協会で、受講者約50人を募集するとのことです。承諾日につきましては、5月8日でございます。29ページをご覧ください。3件目の申請は、コスギ不動産杯 第15回熊日レディーススポーツバレーボール大会でございます。趣旨は、バレーボールの普及、振興及び技術の向上を図り、以って県民の心身の健全な発達、スポーツ文化の高揚及び人格形成に寄与することとでございます。日時・場所につきましては、平成29年8月5日、6日の2日間にかけて、大矢野総合体育館及び松島総合センターアロマで実施されます。主催者は、熊本日日新聞並びに熊本県バレーボール協会でございます。以上でございます。

○委員長（山下勝一君） 以上、事務局からの説明がございましたが、委員さんから、なにかご質問等はありませんか。以上で予定された諸報告は終わりましたが、その他、事務局からの追加報告等はありませんか。それでは以上で予定された案件はすべて終了いたしました。これをもって平成29年第7回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午前11時25分